

論点に対する回答（警察庁）

| | |
|------|--|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 省庁名 | 警察庁 |
| 論点 | <p>1. 古物営業法</p> <p>① 「古物営業の在り方に関する有識者会議報告書」では、現在、都道府県単位で古物営業の許可の取得や変更の届出を行っていたものを、一の県で許可の取得を行えば、他の県での営業は届出で済むよう、見直しが提言されている。報告書に記載の方向で法令を見直すのであれば、この際、利便性向上の観点から、合わせて電子的な申請についても積極的に検討すべきではないか。（評価基準 1－①、4 関係。評価基準 4 に関して自己点検結果 B）</p> |

【回 答】

- ① 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号）により、都道府県公安委員会に対して行われる申請等については、各都道府県公安委員会の定めるところにより電子的に行うことが可能とされているため、現在も、各種手続をオンラインで行うことは制度的には可能である。

他方、オンライン化に必要な設備、システム等の警察施設における整備については、住民のニーズ等の実情に応じて各県ごとに順次進められている状況であり、現状、全ての都道府県にこうした設備等が整っているわけではない。

古物営業の手続については、一度はオンライン申請を導入したものの利用件数が少ないことから、費用対効果の観点からオンライン申請システムを廃止した県もあると把握している。したがって、今後、オンライン申請の検討を行う際には事業者等のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考える。

古物営業については、今般の「古物営業の在り方に関する有識者会議」報告書の内容を踏まえ、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）改正を含めた対応を検討しているところであるが、比較的利用件数が多くなることが見込まれる新たな届出手続も新設される見込みであることから、制度改正が実現すれば、その機会に既存の手続も含めて可能な限りオンライン化されるよう、都道府県警察に積極的な働きかけを行ってまいりたい。

| | |
|---|---|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 省庁名 | 警察庁 |
| 論点 | <p>2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p> <p>② 遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請は年間約 40 万件で、「営業の許可・認可」の分野では 2 番目に多い。事業者サイドには電子申請のニーズはないのか。(評価基準 4 関係。自己点検結果 B)</p> |
| <p>【回答】</p> <p>② 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号）により、都道府県公安委員会に対して行われる申請等については、各都道府県公安委員会の定めるところにより電子的に行うことが可能とされているため、現在も、各種手続をオンラインで行うことは制度的には可能である。</p> <p>他方、オンライン化に必要な設備、システム等の警察施設における整備については、住民のニーズ等の実情に応じて各県ごとに順次進められている状況であり、現状、全ての都道府県にこうした設備等が整っているわけではない。</p> <p>風俗営業の手続については、一度はオンライン申請を導入したものの利用件数が少ないことから、費用対効果の観点からオンライン申請システムを廃止した県もあると把握している。したがって、今後、オンライン申請の検討を行う際には事業者等のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考える。</p> <p>遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請については、現状、オンライン申請についての事業者側の要望は把握していないところ、これは、営業所の所在地の所轄警察署において申請書を受け付けており、事業者は事業活動を行う地域の周辺で申請を行えることから、事業者側の負担感が必ずしも高くないことによるものと思われる。</p> <p>いずれにせよ、今後も、事業者等のニーズの把握に努め、オンライン申請について検討を行ってまいりたい。</p> | |